

精神的損害の増額事由の賠償の考え方について

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。

専門委員による「判決等の調査・分析について 最終報告」（以下「最終報告」という。）を踏まえ、精神的損害の増額事由について、それを類型化するに当たっての考え方の論点を以下のとおり整理する。

(1) 中間指針第3〔損害項目〕の6備考10)は、日常生活阻害慰謝料の額について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」としており、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）の総括委員会は、このことを踏まえ、平成24年2月14日「総括基準（精神的損害の増額事由等）について」（以下「総括基準」という。）を策定し、その中で日常生活阻害慰謝料の増額事由を定め、ADRセンターにおいては、和解仲介に当たり総括基準を適用する運用が行われているところである。

以下の①ないし⑩の事由があり、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合、その精神的損害は賠償に値するものと考えられるが、一方で、その精神的損害は、日常生活阻害慰謝料において十分に考慮されていたとまではいえず、過酷避難状況による精神的損害や相当線量地域健康不安による精神的損害とも異なる性質のものであるから（なお、「⑨ 避難所の移動回数が多かったこと」と過酷避難状況の関係については、後に(6)で言及する。）、月額で目安額が示される日常生活阻害慰謝料に対して、過酷避難状況による慰謝料等とは別に増額をすることができるとして良いか。

- ① 要介護状態にあること
- ② 身体又は精神の障害があること
- ③ ①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと
- ④ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ⑤ 懐妊中であること
- ⑥ 重度又は中等度の持病があること
- ⑦ ⑥の者の介護を恒常的に行ったこと
- ⑧ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ⑨ 避難所の移動回数が多かったこと
- ⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものであったこと

(2) 総括基準が定める増額事由のうち、当該事由の内容が明確で、その認定が比較的容易

なものについては、増額の金額の目安を示すことが相当であるとして良いか。

- (3) ①ないし③の増額事由の認定については、例えば、「① 要介護状態にあること」については、介護保険被保険者証において要介護5～1の認定を受けていることが確認できる場合又はその他の資料によりこれと同等の状態にあることが確認できる場合に、「② 身体又は精神の障害があること」については、身体障害者手帳において身体障害等級1～6級の認定又は精神障害者保健福祉手帳により、精神障害等級1～3級の認定を受けていることが確認できる場合又はその他の資料によりこれと同等の状態にあることが確認できる場合に、増額事由を認定することが考えられるが、良いか。また、「③ ①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと」については、例えば、前記の①又は②が認められる者と同居する者については介護を恒常的に行ったことを推認することなどが考えられるが、良いか。

①ないし③の増額事由が認められる場合には、ADRセンターでの賠償実務に照らせば、ほぼ例外なく、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められるから、増額をすることが相当と考えて良いか。

増額の目安について、「① 要介護状態にあること」が認められる者に関しては、日常生活に支障をきたす際の支障の内容及び程度は個別性が強いことを否定できないが、要介護認定の等級を問わず、共通するものとしての日常生活の支障を観念できることから、ADRセンターにおける賠償実務を参照し、一律に目安額（【1人月額●●万円】）を定めて良いか。

「② 身体又は精神の障害があること」が認められる者に関しても、同じく日常生活に支障をきたす際の支障の内容及び程度は個別性が強いことを否定できないが、なお、認定等級を問うことなく、共通するものとしての日常生活の支障を観念できることから、ADRセンターにおける賠償実務を参照し、一律に目安額（【1人月額●●万円】）を定めて良いか。

「③ ①又は②の者の介護を恒常的に行ったこと」が認められる者に関しては、介護を受けた者と介護を恒常的に行っていた者との間において、正常な日常生活を阻害されたことによる精神的損害の大きさに類型的な差があるとはいえないから、ADRセンターにおける賠償実務を参照し、一律に介護を受ける者と同額（【1人月額●●万円】）の目安額を定めて良いか。

なお、複数の者が恒常的に介護を行った場合については、賠償を迅速に実現する観点からは、主たる介護者を賠償の対象とすることが相当であるが、これは、従たる介護者への賠償や主従がなく介護した場合の負担の度合に応じた柔軟な賠償を妨げるものではないと考えて良いか。

- (4) 「④ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」の認定については、例えば、小学校就学前の子と同居する成人については世話を恒常的に行ったことを推認することなどが考えられるが、良いか。

④の増額事由が認められる場合には、ADRセンターでの賠償実務に照らせば、ほぼ例外なく、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められるから、④の増額事由が認められる場合には、増額をすることが相当であると考えて良いか。

④の増額事由が認められる場合における増額の目安については、子の年齢に応じて必要となる世話の内容も異なることから子の年齢を主な基準とし、ADRセンターにおける賠償実務を参照し、以下のように定めて良いか。

ア 乳幼児（満3歳に満たない者）の世話を恒常的に行っていた者

1人月額【●●万円】の増額を目安とする。

イ 満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者

1人月額【●●万円】の増額を目安とする。

また、ここに定められた金額はあくまでも目安額であるにとどまり、例えば、子の人数、家族との別離や避難先の状況（仮設住宅で手狭、慣れない場所での小児科や幼稚園探しの苦労等）その他の個別事情を考慮してさらに増額をすることができると考えてよいか。

複数の者が恒常的に世話をを行った場合については、賠償を迅速に実現する観点からは、主として世話をを行った者を賠償の対象とすることが相当であるが、これは、従として世話をした者への賠償や主従がなく世話をした場合の負担の度合に応じた柔軟な賠償を妨げるものではないと考えて良いか。

子が複数いる場合については、個別具体的な事情に基づいて賠償額を算定することとし、類型的な基準を設けて目安を示さないということが良いか。

(5) 「⑤ 懐妊中であること」の認定については、例えば、母子手帳の記載により認定することや、出産時期から推認することなどが考えられるが、良いか。

⑤の増額事由が認められる場合については、ADRセンターにおける賠償実務を参照し、ほぼ例外なく、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められるから、増額をすることが相当であると考えて良いか。

増額の目安については、懐妊中の期間に応じた日常生活の阻害を観念し得ることから、賠償は月額によることが相当であると判断し、ADRセンターにおける賠償実務を参照し、目安額（【1人月額●●万円】）を定めてよいか。

なお、本件事故発生時に懐妊中の者については、妊娠月齢により精神的損害の大きさに差があるとするのは適切でないと考えられることから、賠償は、一時金（【1人一時金●●万円】）として評価することとし、ADRセンターにおける賠償実務を参照し、目安額を設定して良いか。

(6) 「⑥ 重度又は中等度の持病があること」、「⑦ ⑥の者の介護を恒常的に行ったこと」、「⑧ 家族の別離、二重生活等が生じたこと」及び「⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものであったこと」の事由については、当該事由に該当するか否かの判断において高度の評価が要求され、あるいは、

立証方法が主として被害者の言い分によらざるを得ないなどといった事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められるか否かについては、個別具体的な事情に基づく判断となることから、目安額を定めた定型的な賠償により適正迅速な賠償を実現することは困難であり、増額の金額等の算定については、個別具体的な事情を踏まえた判断に委ねることとして良いか。

「⑨ 避難所の移動回数が多かったこと」について、総括基準においては、避難所への移動回数が多い場合には、それに対応して精神的損害も大きくなることが多いことに着目し、同事由が認められ、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合にはその精神的損害を賠償すべきものとして定められたものである。一方で、過酷避難状況による精神的損害は、放射線に関する情報が不足する中での避難行動自体に伴う苦痛や過酷さにより生ずる損害で、第1期の期間中、本件事故発生から相当期間にわたって同損害が生ずるとされているものとする、第1期においては、避難所への移動回数の多さがもたらす精神的損害と過酷避難状況による精神的損害は、ある程度重なる面があるというべきであるから、⑨の増額事由は、主として第2期以降に生じた移動を中心にその回数を判断することが相当であると考えて良いか。ただし、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点について、過酷避難状況による精神的苦痛を認めないという整理をする場合、これらの区域からの避難者については第1期に生じた移動も含めて判断することが相当であると考えてよいか。

- (7) 「⑩ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものであったこと」は、避難生活に適応が困難な客観的事情が認められ、その客観的事情が①ないし⑨と同程度以上の困難さがあるものであったと認められる場合を増額事由とした包括的事由であると考えて良いか。
- (8) 複数の事由が認められる場合の賠償額の目安に関しては、各事由相互の関係やそれらがもたらす精神的苦痛への影響の内容や度合は、個別具体的な事情によってさまざまであるから、個別具体的な事情を踏まえて総合的に増額の金額を検討するのが相当であり、指針において金額の目安を示さないこととして良いか。
- (9) 増額事由として掲げた事由のうち目安額を示したものは、類型的対応が可能な限度で目安となる金額を示したものととどまり、当該事由が認められる場合において、個別具体的な事情を踏まえて目安額を超える増額をすることを妨げるものではないと考えて良いか。
- (10) 個別具体的な事情を踏まえて増額する金額を算定するにあたっては、ADRセンターにおける賠償実務を参照するのが相当であると考えて良いか。